# 会 議 録

会議の名称	西東京市使用料等審議会 第7回会議
開催日時	平成 15 年 8 月 1 日(金) 午後 1 時 30 分から午後 2 時 25 分まで
開催場所	田無庁舎3階 庁議室
出席者	米田会長 宮本副会長 山口委員 竹之中委員(欠席 吉田委員) 事務局:坂井企画部長 高根企画課長 矢口ごみ減量推進課長 神野主幹 飯島課長補佐 高橋主査 河合主任
議題	1 委員の辞職及び委嘱について 2 個別案件「一般廃棄物処理手数料(し尿)の改定について」の諮問 3 使用料・手数料等の適正化に関する基本方針について 4 その他
会議資料の名称	使用料等の適正化に関する基本方針
記録方法	会議内容の要点記録

### 会議内容 発言者名

#### 発言内容

第6回会議録の内容確認

・事前配布した会議録の内容で承認

議題1「委員の辞職及び委嘱について」

- ・田口委員から、人事異動により辞任の申し出があったことを報告
- ・新委員として、田口委員の後任の山口委員が就任し、市長から委嘱
- ・山口委員自己紹介

議題2「個別案件「一般廃棄物処理手数料(し尿)の改定について」 の諮問」

・個別案件を市長から審議会に諮問(諮問後に市長退席)

議題3「使用料・手数料等の適正化に関する基本方針」

- ・審議会答申を踏まえ作成した庁内基本方針について、事務局から説明 個別案件「一般廃棄物処理手数料(し尿)の改定について」審議
- ・ごみ減量推進課長から案件の説明
- ・欠席した吉田委員の意見を紹介
- ・質疑応答
- ・一般廃棄物処理手数料(し尿)の改定は妥当なものと判断し、答申作成は会長に一任と決定

議題4「その他」

・今後の審議会は、個別の審議案件が出た場合に開催 会議終了後、会長から「一般廃棄物処理手数料(し尿)の改定について」 市長に答申

### 質疑応答

(個別案件「一般廃棄物処理手数料(し尿)の改定について」)

現在の条例中に「36 リットルにつき 580 円」とあるが、580 円の意味とは何か。

#### 委員

合併前のかなり古い数字で、当然に原価計算をしていたと思うが、算出 根拠を調べたが解明できなかった。

## 事務局

一般家庭1便槽2,000 円の根拠は、1リットル43 円の原価で算出した3,560円に、60%の受益者負担をしてもらうと、2,136円になるが、近隣市との均衡を考慮し、2,000円にしたということで良いか。

委員

そのとおりである。

## 事務局

事業者については、100%受益者負担の考えで算出したのか。

#### 委員

そのとおりである。

### 事務局

一般家庭の有料化は、8人家族でも1人住まいでも、1便槽当たり2,000 円ということか。 委員 そのとおりである。 事務局 人数割りの料金にした方が、本当は良いと思うが。 委員 世帯内での異動もあり把握しにくいので、近隣市でも同様な形を取って いる。過去に調べたことがあるが、3~5人世帯が大半である。 事務局 事業所の数はかなりあるのか。 委員 約10件である。 事務局 一般世帯に入っている事業所なのか。 一般世帯以外である。事業系というのは、住民票を置かない飲食業の店 委員 舗やタクシー待合所、工事現場等の仮設トイレを含んでいる。 事務局 シールによる料金徴収とはどういう仕組みか。 シールの販売場所は、酒屋か米屋である。そこに市が印刷したシールを 委員 渡し、市民がそれを購入し、収集する際に業者に渡す。不在時はトイレの 近くに貼っていただく等、業者と市民の話し合いになると思う。 事務局 収集は定期的なのか。 収集日は月に1回決まっており、変更になっても2日程度である。 委員 事務局 この改定については、条例、規則を改正し、早くても来年1月になると いうことか。 委員 条例の改正後、周知期間が必要で、個別に通知を出すことを考えている が、それに1ヵ月程度要すると考えている。 事務局 対象者の件数は、他市と比較してどうなのか。 委員 市の規模の問題や公共下水道の供用開始時期が違うので、一概には言え ないが、少ないと考えて良いと思う。 事務局 現在、し尿はどのように処理されているのか。 委員 ごみ、し尿を処理している東久留米市の柳泉園に運び、し尿を脱水処理 や薬剤処理等を行って下水管に放流し、清瀬市の下水処理場に入るという システムである。

# 事務局 原価計算は別として、実際のごみ処理を考えた時に、1便槽2,000円と いう金額は、イメージとして市民は高いと感じるのではないか。その点を 考えて、一般の市民に、きちんとした原価計算の説明ができるのか。 委員 前回会議で、資料5ページの「多摩26市し尿処理手数料調べ」を見ると、 柳泉園組合の構成市である清瀬市、東久留米市ともに1回2,000円となっ ている。構成市も各市で料金を決めることになっているが、違う料金設定 事務局 をすると住民格差が生まれることになる。小平市、福生市、東大和市、武 蔵野市も2,000円であり、一般的な料金であると思う。 シールによる料金徴収について、少ない件数で専用シールを作るとコス トがかかると思うが、他市も同じように専用のシールを作っているのか。 委員 「し尿処理券シール」と書いてある専用のシールを作っている。 事務局